

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本業務は、電子契約システム対象案件です。

発注者の承諾を得て紙方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。

令和8年2月24日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長 齋藤 博之

1. 業務概要

(1) 業務名 R8都市住環境調査業務

(2) 業務内容

本業務は、まちづくり・住まいづくりに関する事例収集、情報分析等を行い、普及啓発に必要な資料のとりまとめを行うなど、近畿地方整備局管内におけるまちづくり・住まいづくりの支援強化を図ること等を目的とする。

主な業務内容は以下のとおりである。

①まちづくりに関する事例収集及び情報分析、普及啓発に必要な資料・ツール等の作成「令和の都市リノベーション全国推進運動」の展開を踏まえ、以下の情報等を収集・整理、分析のうえ、普及啓発に必要な資料・ツール等の作成を行う。

(a) 自治体のまちづくりに活用できる国の支援施策・制度等(国土交通省都市局所管のものに限らない)

(b) (a)の施策・制度等を活用しつつ、地域特性等を踏まえた都市計画の決定・変更や立地適正化計画の策定(見直しを含む)や、都市整備事業等を行った事例

(c) (b)の事例における工夫点・課題等を分析した上で、他の自治体の参考とできるよう、横展開・普及啓発に必要な資料やツール等を作成する。なお、普及啓発に必要な資料・ツール等は、受注者からの有用な提案を求めるものとし、その詳細は発注者との協議により決定するものとする。

②住まいづくりに関する事例収集及び情報分析

現下の社会情勢を踏まえ、SN制度や、空き家対策をはじめとする既存ストック対応等の多様な政策課題に対応した持続可能な社会の構築と良好な住環境整備に寄与する先導的な取り組み事例を収集し調査を行う。

③成果とりまとめ・周知

上記①～②により得られた成果については、地方公共団体等に対して参考となる資料としてとりまとめることとし、周知のためのセミナー等の開催補助に係る業務を含めることとする。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月17日

(4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙

入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(6) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する業務である。

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、下記(1)に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は下記(2)に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体のいずれかであること。

(1) 単体企業(組合を含む)

(a) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

(b) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

(c) 近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(e) 参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の説明書及び設計図書等(以下「説明書等」という。)に基づき資料を作成すること。

ただし、電子記録媒体(CD-R等)を下記5.(1)に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。なお、「返信用封筒」は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼付すること。(以下、同じ)また、「郵送」は、郵送(書留郵便に限る)または託送(書留郵便と同等のものとする。)によるものとする。

(以下、同じ)

(f) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 設計共同体

上記(1)(a)から(f)まで(ただし、上記(1)(e)については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。)に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示(設計共同体)」(令和7年3月31日付け近畿地方整備局長)に示すところにより近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けているものであること。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の経験及び能力

- (2) 配置予定の技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表、その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
- (3) 評価テーマに関する技術提案
- (4) WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連認定制度

5. 手続等

- (1) 担当部局 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前三丁目1番41号
近畿地方整備局 総務部 契約課 契約第二係
電話06-6942-1141
Mail kkk-keiyaku-keiyakukakari2@gxb.mlit.go.jp

- (2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書等を電子入札システムにより交付する。

(電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。)

交付期間は、手続開始の公示日から令和8年3月10日(火)までのうち、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、9時00分から18時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない参加希望者に対しては、電子記録媒体(CD-R等)を下記(b)に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより、電子データにて交付するので、下記(b)にあらかじめ申し込みを行った上で、以下の場所、期間にて交付する。

- (a) 交付期間：手続開始の公示日から令和8年3月10日(火)までの休日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

ただし、最終日は16時00分まで。

- (b) 申込先及び交付場所：

担当部局 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前三丁目1番41号
近畿地方整備局 総務部 契約課 契約第二係
電話06-6942-1141
Mail kkk-keiyaku-keiyakukakari2@gxb.mlit.go.jp

- (c) 交付申込期限 令和8年3月10日(火) 16時00分まで。

- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

令和8年3月10日(火) 16時00分までに技術資料等アップロードシステムを使用して提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参・郵送により上記5.

- (1) の担当部局に提出すること。

- (4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

令和8年4月17日(金) 16時00分までに技術資料等アップロードシステムを使用して提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参・郵送により上記5.

(1) の担当部局に提出すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務における契約保証金は免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5. (1)に同じ。
- (6) 上記2. (1) (b)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業、又は一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も上記5. (3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (7) 本業務は、令和8年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により取りやめる場合がある。
なお、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分等に相応する契約とする。
- (8) 詳細は説明書による。